**様式第四号**

【中間連結貸借対照表】

（単位：　円）

| | 前連結会計年度<br>（　年　月　日） | 当中間連結会計期間<br>（　年　月　日） |
|---|---|---|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| ［略］ | | |
| 受取手形、売掛金及び契約資産 | ××× | ××× |
| （純額） | | |
| ［略］ | | |
| ［略］ | | |
| ［略］ | | |

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正）

**第六条**　四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十九年内閣府令第六十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した条を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| （デリバティブ取引に関する注記）<br>**第十七条**　第十五条の二に規定する事項のほか、デリバティブ取引（ヘッジ会計（財務諸表等規則第八条第六十九項に規定する会計処理をいう。）が適用されているものを除くことができる。）については、当該取引が企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、当該取引の契約額その他の金額に前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められる場合には、通貨、金利、株式、債券及び商品その他の取引の対象物の種類ごとの四半期連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益を注記しなければならない。ただし、適時に、正確な金額を算定することが困難な場合には、概算額を記載することができる。<br>２　前項に規定する事項は、先物取引、オプション取引、先渡取引、スワップ取引及びその他のデリバティブ取引その他の取引の種類に区分して記載しなければならない。<br>（収益認識に関する注記）<br>**第二十七条の三**　四半期財務諸表等規則第二十二条の四の規定は、顧客との契約から生じる収益について準用する。この場合において、同条第一項中「四半期累計期間」とあるのは「四半期連結累計期間」と、「四半期財務諸表」とあるのは「四半期連結財務諸表」と読み替えるものとする。 | （デリバティブ取引に関する注記）<br>**第十七条**　第十五条の二に定める事項のほか、デリバティブ取引（ヘッジ会計が適用されているものは除くことができる。）については、当該取引が企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、当該取引の契約額その他の金額に前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められる場合には、通貨、金利、株式、債券及び商品その他の取引の対象物の種類ごとの四半期連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益を注記しなければならない。ただし、適時に、正確な金額を算定することが困難な場合には、概算額を記載することができる。<br>２　前項に定める事項は、先物取引、オプション取引、先渡取引、スワップ取引及びその他のデリバティブ取引その他の取引の種類に区分して記載しなければならない。<br>［条を加える。］ |

**様式第四号**

【中間連結貸借対照表】

（単位：　円）

| | 前連結会計年度<br>（　年　月　日） | 当中間連結会計期間<br>（　年　月　日） |
|---|---|---|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| ［同左］ | | |
| 受取手形及び売掛金（純額） | ××× | ××× |
| ［同左］ | | |
| ［同左］ | | |
| ［同左］ | | |